**指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所指針**

１　目　的

この指針は、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（以下「施設」という。）が、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）（以下「施設基準」という。）に基づき、入所希望者の入所を決定する場合における入所決定過程の透明性、公平性を確保するため、入所希望者に関わる入所判定基準及び入所手続を明確にし、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

２　入所申込の取扱い

（1）入所申込

入所の申込は、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等入所申込書（様式1）（以下「入所申込書」という。）に所要の事項を記載のうえ「介護保険被保険者証の写し」及び直近３ヶ月分の「サービス利用票及び別表の写し」を添付して、施設長に提出するものとする。（必要に応じ、担当する介護支援専門員の意見書を添付することが望ましい。）

（2）入所申込の受付け

ア　施設長は、入所申込書を受理した場合は、入所申込受付簿に記載するとともに、施設における入所指針について説明するものとする。

イ　施設長は、受付時に（受付後も必要に応じて）入所申込者又は家族等に対して入所申込者の心身の状況及び介護者の介護力等が、入所申込時又はその後の変更届提出時と比較して大きく変化した場合は、入所申込者状況変更届（様式２）（以下「変更届」という。）を施設長に提出するよう説明するものとする。

３　入所判定対象者の選定

（1）入所判定対象者

入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護３から要介護５までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護１又は２の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とする。

（2）特例入所

ア　特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、次の事情を考慮するものとする。

①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること

④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

イ　要介護１又は２の入所申込者の特例入所が認められる場合には、次の取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村との間で情報の共有等を行う（入所申込を受け付けた時点で情報の共有等を行うことが望ましい）ものとする。なお、施設と市町村との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、次の取扱いと異なる手続きをすることを妨げるものではない。

①施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求める。

②この場合において、施設は、市町村に対して様式３により報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求める。

③②の求めを受けた場合において、市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して様式４により適宜意見を表明できるものとする。

④下記５の入所申込者の入所順位を決定するための入所検討委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて市町村に意見を求めることが望ましい。

４　入所判断基準と入所順位

（1）入所申込者の点数化

施設長は、入所申込書又は変更届を受理した入所申込者の入所の必要性について、別表「入所評価基準」に基づき、入所検討委員会の合議により、点数化するものとする。

（2）優先入所の対象となる入所申込者

算定した点数が70点以上の者を優先入所の対象者（以下「優先入所対象者」という。）とし、その入所順位は入所検討委員会の合議により決定するものとする。

（3）優先入所対象者以外の入所申込者

算定した点数が70点に満たない入所申込者の順位は、算定した点数が高い入所申込者を上位とすることを基本とし、入所検討委員会の合議により決定するものとする。

５　入所検討委員会

（1）施設長は、入所申込者の入所順位を決定するための、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

（2）委員会の委員は、施設長、生活相談員、介護支援専門員、介護・看護職員等施設内職員のほか、市町村及び地域の保健・福祉関係者等第三者の委員を参加させるものとする。第三者の委員の数は３人以上とする。

（3）委員会は施設長が招集し、入所申込書又は変更届を提出した入所申込者に係る入所の必要性について、「入所評価基準」に基づく点数化並びに、優先入所対象者及び優先入所対象者以外の入所申込者の入所順位名簿（以下「入所順位名簿」という。）の作成又は更新について審議し、合議により決定する。

（4）委員会は、原則３ヶ月に１回開催するものとする。ただし、入所申込状況並びに、退所者の状況に応じて、この回数を超えて随時開催するものとする。

（5）施設長は、委員会の審議内容（３（2）イ③及び④の市町村の意見を含む）を記録し、その議事録を２年間保管するものとする。また、議事録について、市町村又は県から求めがあった場合はこれを提出するものとする。

（6）委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（7）施設長は、入所申込者又は家族等から要請があったときは、当該時点における当該入所申込者の入所順位について説明するものとする。

６　入所者の決定

（1）入所者決定の取扱い

入所者の決定は、委員会が作成した入所順位名簿の登載順位により決定するものとする。

ただし、次の事項に該当する入所申込者については、施設長は委員会を招集し、その審議結果に基づき入所順位を入れ替えることができる。

①性別

②認知症専用床ベッドの特性

③その他、特別に配慮しなければならない個別の事情

（2）入所一時辞退者の取扱い

入所一時辞退者については、入所順位を繰り下げるものとする。ただし、本人の入院等やむを得ない理由により一時辞退をする場合は、入所順位を保留するものとする。

７　緊急等入所の取扱い

入所申込者の中で、次に掲げる要件に該当する者は、6－（1）入所者決定の取扱いに拘らず、施設長が施設内から選任されている委員会の委員と協議して、優先的に入所させることができる。

この場合、施設長は次の委員会に報告し、委員の承認を得るとともに、緊急等入所決定の理由を記録し、これを２年間保管するものとする。

（1）市町村から老人福祉法に基づく措置入所の依頼があった場合

（2）入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となった場合

（3）介護者が急遽入院する等、居宅での介護が困難になった場合

（4）災害時等特段の緊急性が認められる場合

（5）その他施設長が緊急入所が必要と判断した場合

８　入所指針の適正運用

（1）施設は、この入所指針に基づき適正に入所申込者の入所の決定を行うものとする。

（2）県及び市町村は、この入所指針の適正な運用について必要な指導・助言を行うものとする。

９　指針の実施時期等

（1）この入所指針は、平成27年4月１日から適用するものとする。

（2）この入所指針は、必要に応じ見直しをするものとする。

10　平成27年3月31日までの入所申込者に対する移行措置

（1）平成27年3月31日までの入所申込者又は家族等に対し、この入所指針を明示し、その内容を説明すること。

（2）特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって、必要により改めて、入所申込者の状況に関する情報等の提出を依頼すること。